

秘密保護法廃止へ
反対の声を上げ
運動を強めよう

泉北教育

NO.1949 2013.12. 09.
発行 泉北教職員組合
〒594-0071 和泉市府中町6-12-2
TEL0725-41-1953 Fax0725-44-6570
E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp

秘密保護法強行採決「数の暴走」各地で抗議 法律廃止へ運動を強めよう

12月6日、午後11時10分過ぎ参院本会議で秘密保護法案の採決が始まり、わずか10分ほどで終了。知る権利や言論の自由を脅かしかねない法律が生まれました。強引な国会運営で多くの国民の声に耳を傾けない安倍政権に各地で強い批判と不満が噴出していきます。決意を新たに反対の声を上げ、引き続き反対署名、抗議行動を続け法律の廃止を勝ち取りましょう。

①なにが秘密…？それはヒミツ…？
特定秘密として①防衛、②外交、③「特定有害行為」の防止、④「テロリズム」の防止を掲げていますが、「秘密の範囲」があいまい。
「安全保障にかかわる」といえば、なんでも秘密にされてしまいます。
②行政の「長」が勝手に秘密指定
「秘密」指定をする人たちは、首相や外相、防衛省、

警察庁長官などの行政の「長」。彼らの勝手な判断で秘密の範囲は限りなく広げられ、歯止めはありません。しかも公表期限の定めがなく、永久に秘密扱いに。
③公務員も国民も国会議員も秘密に触れたら重罰に
公務員はもちろん民間業者が情報を漏らした場合、懲役10年以下で処罰されます。省庁間のやりとりで「特定秘密」を知った人も5年以下の懲役に。国会議員の国政調査権にも制限がくわえられます。

④知る権利」報道の自由」は絵に描いた餅
たとえ条文に憲法が保障する「知る権利」「報道の自由」が盛り込まれていても、それは「配慮」されるだけで「保障」されるわけではありません。正当な取材さえ処罰されかねないあいまいさを残しています。
秘密保護法案に反対する市民のデモを「テロ行為」と批判するなど、民主主義と相容れない憲法違反の秘密保護法は廃止しかありません。

中島 岳志 評 毎日新聞より転載 ある北大生の受難 国家秘密法の爪痕

上田誠吉著(花伝社・1785円)

秘密保護法案が可決されようとする中、振り返らなければならない歴史がある。

宮沢・レーン事件――

「大東亜戦争」勃発直後に北海道帝国大学学生の宮沢弘幸とアメリカ人教師・レーン夫妻が逮捕された事件である。容疑は軍機保護法違反。当人たちに与って全く身に覚えのないスパイ容疑がかけられ、懲役12～15年の有罪判決が出た。レーン夫妻は戦中に交換船で帰国。宮沢は網走刑務所に収監され、戦後に釈放されてから間もなく死亡した。

宮沢は関連な学生だった。東京で生まれ育ったものの、雪と山にあこがれて北大に入学。語

学が得意だったため、外国人教師と積極的に交流した。なかでも敬愛したのが英語教師ハロルド・レーンだった。

レーン一家は、キャンパス内の外国人官舎で生活していた。夫妻は毎週金曜日の夜、自宅を

軍機保護法「再来」を認める前に知るべきこと

学生に開放し、英語で雑談を交わした。会話は登山、スキーから日常生活に至るまで他愛もないものだった。学生たちはレーン夫妻との交流を楽しみにし、異国への憧れを高めた。

そんな輪の中に、宮沢もいた。彼は、大の旅行好きだった。休み期間には、樺太や満州に旅立

った。そして、そこでの見聞をレーン夫妻に話した。しかし、これが問題とされ、宮沢の命を奪うことになる。真珠湾攻撃当日の1941年12月8日、宮沢とレーン夫妻は、いきなり学内で官舎に逮捕された。両者の会話の中に、軍事機密が含まれていたというのだ。

裁判は非公開で進められた。世の中は、彼らがいかなる理由で逮捕されたのかわからない。

何が軍機保護法に抵触したのかもわからない。とにかく何が秘密とされているのかは秘密なのだ。さらに容疑内容も秘密。恐怖心と自己規制ばかりが広がった。

本書の著者は、1980年代になってこの事件を追跡する。しかし、訴訟記録が札幌地検に

保存されていない。公開を要求しても、「保管していない」との答えが返ってくるばかりだった。

その後大審院の判例資料から、ようやく容疑が明らかになった。宮沢が千島列島に旅行中、船の中で聞いた根室の海軍飛行場のことをレーン夫妻に話したことなどが軍事機密に当たるというのだ。しかし、当時、この飛行場の存在は広く知られていた。秘密の存在という訳では全

くなかった。もちろん宮沢にもレーンにも、機密を探ろうという意図はない。旅行の思い出を、何気なく話しただけだ。

戦中、観光旅行先で撮った写真に、たまたま軍事施設が写っていたというだけで、次々に一般市民が逮捕された。軍機保護法が恣意的に適用され、人々が

真に、たまたま軍事施設が写っていたというだけで、次々に一般市民が逮捕された。軍機保護法が恣意的に適用され、人々が

安倍首相は「罪に問われる場合、(情報を)取得した人自身が特定秘密だと認識していなければならない」と述べているが、「当人が秘密だと認識していたかどうか」を認定するのは捜査機関であるため、いくらでも恣意的運用が可能となる。秘密保護法案は、軍機保護法の再来に他ならない。

我々は宮沢・レーン事件を知らなければならない。本書は、今こそ読まれるべき一冊だ。

組合に加入して、「教育基本条例」「評価・育成システム」をなくそう！